

伊賀市若者定住のための奨学金等返還支援金

<p>応募資格及び対象</p>	<p>次の①～⑥の条件を全て満たす者 ①令和5年4月1日以降に伊賀市内又は定住自立圏域内(笠置町、南山城村、山添村)の企業等に就職した者 ②奨学金の貸与を受けて就学した大学等を卒業し、自ら奨学金を返還している者 ③35歳以下の者 ④申請日において伊賀市に住民票があり申請日から5年以上定住する意思のある者 ⑤市税の滞納がないこと ⑥国家公務員及び地方公務員でないこと</p>
<p>補助要件・金額</p>	<p>年間上限20万円×最大5年間(最大100万円) 申請する年の前年1月から12月までの間に返還した奨学金の額の2分の1に相当する額とし、年間20万円を上限とする。</p>
<p>応募書類配布先</p>	<p>伊賀市ホームページ</p>
<p>応募書類提出先</p>	<p>伊賀市役所企画振興部地域創生課 移住定住係 ※郵送可</p>
<p>応募書類提出期限</p>	<p>1月から2月末日</p>
<p>備考</p>	<p>制度の詳細は伊賀市ホームページで確認してください。 https://www.city.iga.lg.jp/style/0000011209.html</p>